

大東市内企業業務成長伴走型支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

大東市
産業・文化部 産業経済室
令和7年5月

大東市内企業業務成長伴走型支援業務委託公募型プロポーザル実施要領は大東市が大東市内企業業務成長伴走型支援業務に関する事務を委託する事業者の募集や選定に関して、必要な事項を定めるものである。

1 目的

大東市内企業の、効果的・効率的な業務の遂行を妨げている問題点・課題点・改善点の方向性を明らかにし、市内企業の業務効率化及び生産性向上を図り、企業の成長を促すことを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

大東市内企業業務成長伴走型支援業務

(2) 業務内容

市内企業の業務効率向上・生産性向上等に資する支援を行う。詳細については別紙「大東市内企業業務成長伴走型支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約上限金額

金 2,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本業務の参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 大東市入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、本件に限り、別紙に掲げる書類を本プロポーザル参加申し込みと同時に提出し、受理された者でも可能とする。

- (2) 政治活動、宗教活動を主たる目的としているものでないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定するものでないこと
- (4) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更正または再生手続きを開始していないもの
- (5) 国税および地方税を滞納していないもの
- (6) 大東市建設工事等における指名停止に関する要綱に基づく指名停止措置を受けていないもの
- (7) 経営状態が著しく不健全（債務超過）でないこと
- (8) 大東市暴力団排除条例第7条各号に該当しないもの
- (9) 提出された書類の記載事項に虚偽があるものでないこと
- (10) その他、本プロポーザルへの参加から契約の履行完了まで、一貫して信義に従い誠実に対応し、市民の信頼を損なうものでないこと

5 実施手順（スケジュール）

	項目	時期
①	募集要項の公表	令和7年5月30日（金） ※大東市ホームページに公開
②	質問受付期間	令和7年5月30日（金）から 令和7年6月6日（金）17時まで ※電子メールで産業経済室に提出 ※件名は「プロポーザルに関する質問」とすること ※電子メール：sangyo@city.daito.lg.jp ※送信後は、必ず電話による着信確認を行うこと ※電話および直接来庁による質問には応じない
③	質問に対する回答	令和7年6月10日（火） ※回答を取りまとめ、各社に電子メールにて連絡
④	参加表明書及び 会社概要の提出期間	令和7年5月30日（金）から 令和7年6月12日（木）17時まで
⑤	企画書等の提出期間	令和7年5月30日（金）から 令和7年6月19日（木）17時まで
⑥	第一次審査	令和7年6月20日（金）
⑦	第一次審査結果通知 および第二次審査案内	令和7年6月20日（金） ※審査状況により、1～2日程度遅れる場合あり。 (申込みが3団体以下の場合は第二次審査案内のみ)
⑧	第二次審査	令和7年6月26日（木）

⑨	選定結果の通知	令和7年6月30日（月） ※審査状況により、1～2日程度前後する場合あり。
⑩	契約締結	選定通知後速やかに締結

6 応募方法および企画提案書等の提出

(1) 提出書類および部数

	提出書類名	提出部数等	様式
①	参加表明書兼誓約書	正本1部	様式1
②	会社概要書および類似業務実績書	正本1部 副本6部	任意様式 (A3・A4サイズ)
③	企画提案書等届出書	正本1部 副本6部	様式2
④	企画提案書	正本1部 副本6部	任意様式 (A3・A4サイズ)
⑤	業務実施体制調書	正本1部 副本6部	様式3
⑥	業務（管理）責任者調書	正本1部 副本6部	様式4
⑦	担当者調書	正本1部 副本6部	様式5
⑧	見積書および見積内訳書	正本1部 副本6部	任意様式 (A3・A4サイズ)
⑨	入札参加資格審査に準ずる申請書の提出について（※）	正本1部	別紙様式1
⑩	別紙に記載している各種書類（※） *詳細は別紙「入札参加資格審査に準ずる申請書の提出要領」をご確認下さい	正本1部	
	・委任状		別紙様式2
	・誓約書		別紙様式3
	・その他		任意様式 (A4サイズ)

(2) 提出期間

- ①②⑨⑩：令和7年5月30日（金）～令和7年6月12日（木）17時
③～⑧：令和7年5月30日（金）～令和7年6月19日（木）17時

※ただし⑨⑩については、本市の令和7年度入札参加資格者名簿に登録されている事業者は提出不要

※なお、③～⑧は①②⑨⑩を提出した上で提出すること（同封にて提出可）

(3) 提出方法

それぞれの期日までに、大東市産業・文化部産業経済室産業振興グループに持参または郵送により提出するとともに、当該提出書類一式のデータを電子メールにて提出すること（①⑨⑩を除く）

窓口受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く9時から17時30分までとする。（最終日は17時まで）

郵送の場合は、封筒の表に「大東市内企業業務成長伴走型支援業務 応募申請書」と記載すること。

【提出先】〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号
大東市 産業・文化部 産業経済室 産業振興グループ
電子メール: sangyo@city.daito.lg.jp

7 本事業受託者の選定方法

(1) 審査方法

※提案者が1者の場合は、再度公募を行うか否かを選定委員会に諮ることとする。

※提案者がいない場合は、再度公募を行う。

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、産業経済室事務局にて第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定する。（評価点の高い者から最大3者）

第一次審査の結果は、令和7年6月20日（金）に必要書類提出時に使用されたメールアドレス宛に通知する。

なお、提案事業者が3者以内の場合は、一次審査は実施せず、二次審査のみとする。

② 第二次審査（提案説明及びヒアリング審査）

開催日：令和7年6月26日（木）

開催場所：大東市役所

※ 時間・場所の詳細については、企画提案書提出者に別途連絡。

プレゼンテーション時間：1事業者あたりプレゼンテーションの時間は

40分(説明20分、質疑応答20分)とし、参加人数は3名までとする。
 ただし、本業務を主に担当する者を最低1人以上加えることとする。
 プレゼンテーションに用いる資料は応募時の企画書のみとする。

③ 審査結果は各者に審査結果通知書で通知する。

(2) 受注者の選定

① 提出のあった書類及び企画書案について評価基準に基づき審査し、第二次審査の各委員の点数を合計した点を総評価点として、順位付けを行う。総評価点の最も高い事業者を選定し、本業務の契約候補者とする。

ただし、契約候補者と協議、調整が整わないとき、もしくは契約を辞退したとき、または参加資格要件を満たさなくなったときは、次点の者を契約候補者とする。

② 総評価点の平均点が60点に満たない事業者は契約候補者に選定しない。

(3) 評価基準

① 第一次審査

「実施体制」「企画提案」「提案価格」の3項目を合計30点満点で審査する。

見積額が本件委託業務にかかる事業費(2,000,000円)を超えている場合は失格とする。

なお、第一次審査の結果は第二次審査に持ち込まない。

② 第二次審査

評価項目		評価の視点	配点
体制 実施	類似業務実績	企業の業務効率向上支援等に関して、優れた業務実績があるか。	10点
	業務執行体制	本業務に必要なとされる適正な人員配置がなされており、かつ専門知識や実績を有している人員が配置されているか。	5点
	業務スケジュール	最適なスケジュールが提案されているか。	5点
企画 提案	業務理解度・基本方針	・本業務の目的や内容を理解した上で、的確な提案となっているか ・本市の特徴や課題等を反映したものとなっているか	10点

	内容構成と運営について	企業が業務効率の向上を図れるような内容構成と運営となっているか。	20点
	支援体制の構築手法	企業が業務効率向上を図るために、効果的な支援体制がとられているか。	15点
	ネットワークの活用	本業務を推進する上で必要となる支援機関との協力・連携体制を構築し、企業の業務効率向上を支援できる体制がとられているか。	10点
	進捗管理の手法	進捗管理の記録について、適正な手法がとられているか。	10点
	独自提案	・有効な追加提案があるか ・過去の実績と提案者の強みを活かし、提案者のノウハウや発想をもとにした独自提案がされているか	10点
費用	見積金額	企画提案内容に見合った適切な見積金額となっているか。	5点

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合など

9 本業務の実施

本業務の実施にあたっては、採択された企画案を提案した事業者と連携し、提案された企画案をもとに詳細を協議のうえ実施する。日程や内容等、必要に応じて修正して実施する場合もありうる。

10 契約の締結

- (1) 選定委員会において決定された契約候補者は、本市との協議に基づき契約を締結する。契約締結に際しては、大東市契約規則のほか、関係法令の規定に基づくものとする。
- (2) 受託者は本契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとする。ただし、あらかじめ再委託する相手方の住所、事業者名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性および再委託の金額等について記載した書面を市に提出し、市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。ただし、大東市契約規則第31条第2項の規定による要件に該当する場合は免除とすることができる。

1 1 契約候補者の公表

次に掲げる事項を、本市ホームページで公表する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 契約候補者を選定した日
- (4) 契約候補者の名称および所在地
- (5) その他、必要な事項

1 2 その他留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は行わない。
- (3) 応募にあたって提出する書類の追加・差替えは原則として認めない。必要書類が不足していた場合、後日失格として取扱うことがある。なお、応募書類以外に追加提出等を求める場合がある。
- (4) 提出された書類は、公文書として取り扱い、情報公開請求があった場合は、情報公開条例に基づき公開される。
- (5) 審査の結果、契約候補者なしとすることがある
- (6) その他、本事業の募集・選定・実施にあたり当要領の改正の必要がある場合は、適宜改正を行う
- (7) 本募集に参加する者は、契約候補者決定後において、実施要領等の内容について、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできない

1 3 連絡先（担当部署）

大東市 産業・文化部 産業経済室

〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号

電話 072-870-4013

FAX 072-872-9608

E-mail sangyo@city.daito.lg.jp